

ID: 1285

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	高齢受給者証の交付		
法令名称 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第7条の4第1項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】 省令第7条の4第1項の規定による。 (高齢受給者証の交付等) 第7条の4 市町村は、法第42条第1項第3号又は第4号に掲げる場合に該当する被保険者の属する世帯の世帯主に対し、様式第1号の4又は様式第1号の5による一部負担金の割合を記載した証(以下「高齢受給者証」という。)を、有効期限を定めて交付しなければならない。ただし、被保険者証に一部負担金の割合及び高齢受給者証を兼ねる旨を明記した場合は、この限りではない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日